

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和4年9月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 2200006 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 2200012 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における令和 2 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 1 (1) のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者の A 社における平成 15 年 9 月 1 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の 1 (2) のとおりとする。

上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 社における平成 16 年 8 月 12 日、平成 16 年 12 月 29 日、平成 17 年 3 月 31 日、平成 17 年 8 月 12 日、平成 17 年 12 月 29 日、平成 18 年 3 月 31 日、平成 18 年 8 月 11 日、平成 18 年 12 月 29 日、平成 19 年 3 月 30 日、平成 19 年 8 月 13 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 8 月 13 日、平成 20 年 12 月 29 日、平成 21 年 8 月 13 日、平成 21 年 12 月 25 日、平成 22 年 8 月 10 日、平成 22 年 12 月 28 日、平成 23 年 8 月 11 日、平成 23 年 12 月 27 日、平成 24 年 8 月 13 日、平成 24 年 12 月 21 日、平成 25 年 8 月 14 日、平成 25 年 12 月 27 日、平成 26 年 8 月 12 日、平成 26 年 12 月 26 日、平成 27 年 8 月 12 日、平成 27 年 12 月 24 日、平成 28 年 8 月 12 日、平成 29 年 8 月 10 日、平成 29 年 12 月 25 日及び令和元年 8 月 13 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の 2 (1) のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求者の A 社における平成 17 年 12 月 29 日、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 8 月 13 日及び平成 20 年 12 月 29 日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の 2 (2) のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額 (訂正前の標準賞与額及び上記第 1 の 3 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 5 その余の期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間： ① 平成15年8月13日  
② 平成15年9月1日から令和2年2月1日まで  
③ 平成15年12月29日  
④ 平成16年8月12日  
⑤ 平成16年12月29日  
⑥ 平成17年3月  
⑦ 平成17年8月12日  
⑧ 平成17年12月29日  
⑨ 平成18年3月  
⑩ 平成18年8月11日  
⑪ 平成18年12月29日  
⑫ 平成19年3月  
⑬ 平成19年8月13日  
⑭ 平成19年12月28日  
⑮ 平成20年8月13日  
⑯ 平成20年12月29日  
⑰ 平成21年8月13日  
⑱ 平成21年12月25日  
⑲ 平成22年8月10日  
⑳ 平成22年12月28日  
㉑ 平成23年8月11日  
㉒ 平成23年12月27日  
㉓ 平成24年8月13日  
㉔ 平成24年12月21日  
㉕ 平成25年8月14日  
㉖ 平成25年12月27日  
㉗ 平成26年8月12日  
㉘ 平成26年12月26日  
㉙ 平成27年8月12日  
㉚ 平成27年12月  
㉛ 平成28年8月12日  
㉜ 平成28年12月27日  
㉝ 平成29年8月10日  
㉞ 平成29年12月25日  
㉟ 令和元年8月13日

平成5年から令和2年までA社に勤務していたが、同社の厚生年金保険被保険者記録において、標準報酬月額及び標準賞与額が実際の給与額及び賞与額と相違している期間のほか、賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額が記録されていない期間がある。

請求期間①から㉟までについて、当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、本件訂正請求日（令和4年2月18日）において厚生年金保険の保険料を

徴収する権利が時効により消滅している期間については、厚生年金特例法及び厚生年金保険法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用し、記録の訂正が認められるか否かを判断することとなる。

- 2 請求期間②のうち令和2年1月1日から同年2月1日までの期間について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録によると、A社における標準報酬月額が24万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書並びに住民税に係る通知書、給与及び賞与の振込口座に係る預金通帳及び預金取引明細表、当該事業所から提出された貸金台帳（以下「給与明細書等」という。）によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（24万円）を上回る28万円であったことが確認できる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、28万円に訂正することが妥当である。

- 3 請求期間②のうち、平成15年9月1日から令和2年1月1日までの期間について、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者のA社における当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、別表の1（2）のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け出ていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間④、⑤、⑦、⑧、⑩、⑪、⑬から⑲まで、㉑及び㉓から㉕までについて、給与明細書等によると、請求者は、オンライン記録の標準賞与額を上回る賞与の支払いを受け、当該賞与から、オンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を上回る額の厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認又は推認できる。

また、請求期間⑥、⑨、⑫及び⑳について、オンライン記録に標準賞与額は記録されていないものの、給与明細書等によると、請求者は賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそ

れぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求期間⑥、⑨及び⑫に係る賞与（期末手当）の支払日を確認することができる資料はないものの、請求者及び同僚は、期末手当が年度末の3月に支給されていたと記憶している上、当該同僚は、平成19年3月30日に、請求期間⑫に係る賞与の支払いを受けていたことが確認できることを踏まえると、請求期間⑫に係る賞与支払日は平成19年3月30日であり、請求期間⑥及び⑨については、便宜上、それぞれ3月末日である平成17年3月31日、平成18年3月31日とすることが妥当である。

さらに、請求期間⑩に係る賞与（年末手当）の支払日については、賞与の振込口座に係る預金通帳及び預金取引明細表における振込年月日から、平成27年12月24日であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における請求期間④から⑪まで及び⑬から⑮までの標準賞与額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の2（1）のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は請求期間④から⑪まで及び⑬から⑮までについて、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、請求者の請求どおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについて不明と回答しているが、給与明細書等により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額とオンライン記録で確認できる標準賞与額が長期間にわたり一致していない上、日本年金機構は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保管しているところ、当該届出書により、事業主は、オンライン記録どおりの賞与額を届け出ている（請求期間⑥、⑨、⑫及び⑩については、これらの賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を届け出ない）ことが確認できることから、事業主は、給与明細書等により確認又は推認できる賞与額又は保険料控除額に見合う賞与額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 請求期間⑧及び⑭から⑯までについて、給与明細書等によると、請求者の当該期間の賞与額に基づく標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額及び上記第3の4により訂正される標準賞与額を上回る額であることが認められる。

以上のことから、請求者のA社における当該期間の標準賞与額については、給与明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の2（2）のとおりとすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額及び上記第3の4による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 6 請求期間①及び③について、請求者及びA社の事業主は、いずれも当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認又は推認できる資料を保管しておらず、このほかに、当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、請求期間②について、給与明細書等によると、請求者はオンライン記録の標準賞与額と同額である5万円の賞与の支払いを受け、当該賞与から5万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、③及び②において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200006号  
 厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200012号

1 【標準報酬月額に係る訂正】

		1(1)	1(2)
訂正期間	訂正前の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条ただし書による訂正後の標準報酬月額	厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額
平成15年9月から平成16年3月まで	24万円	—	28万円
平成16年4月から平成17年8月まで	20万円	—	
平成17年9月から平成20年8月まで		—	30万円
平成20年9月から同年12月まで		—	28万円
平成21年1月から同年4月まで		—	30万円
平成21年5月から平成22年8月まで		—	28万円
平成22年9月から平成23年8月まで		22万円	—
平成23年9月から平成28年8月まで	—		
平成28年9月から令和元年8月まで	24万円	—	28万円
令和元年9月から同年12月まで		—	
令和2年1月		28万円	—

## 2 【標準賞与額に係る訂正】

		2 (1)	2 (2)
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準賞与額
平成16年8月12日	21万円	32万4,000円	—
平成16年12月29日	18万円	32万4,000円	—
平成17年3月31日	記録なし	16万2,000円	—
平成17年8月12日	21万円	32万4,000円	—
平成17年12月29日	18万円	31万6,000円	32万4,000円
平成18年3月31日	記録なし	16万2,000円	—
平成18年8月11日	21万円	32万4,000円	—
平成18年12月29日	16万円	32万4,000円	—
平成19年3月30日	記録なし	16万2,000円	—
平成19年8月13日	21万円	32万4,000円	—
平成19年12月28日	21万円	35万2,000円	36万円
平成20年8月13日	21万円	31万7,000円	32万4,000円
平成20年12月29日	21万円	31万円	32万4,000円
平成21年8月13日	21万円	32万4,000円	—
平成21年12月25日	21万円	32万4,000円	—
平成22年8月10日	18万円	29万8,000円	—
平成22年12月28日	20万円	32万8,000円	—
平成23年8月11日	18万円	32万8,000円	—
平成23年12月27日	20万円	32万8,000円	—
平成24年8月13日	20万円	33万8,000円	—
平成24年12月21日	20万円	33万8,000円	—

		2(1)	2(2)
訂正期間	訂正前の標準賞与額	厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文による訂正後の標準賞与額
平成25年8月14日	20万円	34万円	—
平成25年12月27日	20万円	34万円	—
平成26年8月12日	20万円	34万6,000円	—
平成26年12月26日	20万円	34万6,000円	—
平成27年8月12日	22万2,000円	34万8,000円	—
平成27年12月24日	記録なし	34万8,000円	—
平成28年8月12日	24万5,000円	34万8,000円	—
平成29年8月10日	24万5,000円	35万円	—
平成29年12月25日	25万円	35万円	—
令和元年8月13日	25万円	38万8,000円	—

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2200024号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2200013号

## 第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年3月31日から同年4月1日に訂正し、平成25年3月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成25年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月31日から同年4月1日まで

平成25年4月1日付けで、A事業所から同事業所のグループ会社であるB社に異動となった。年金記録によると、当初、A事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成25年3月31日と記録され、その後に平成25年4月1日に訂正されているが、当該訂正後の記録は厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所から提出された人事発令通知書、出勤簿及び賃金台帳並びに同事業所の回答によると、請求者は請求期間において、A事業所及びそのグループ会社に継続して勤務し(平成25年4月1日にA事業所からB社に転籍)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所における平成25年2月の厚生年金保険の記録及び同事業所から提出された賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って年金事務所に届出し、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に同資格喪失日を訂正する旨の届出を行ったことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成25年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。